

1. 補助金の募集要件

2023.9.14

No.	分類	問合せ内容	回答
1	全般	施工業者は滋賀県内に限定されているのですか。	補助対象設備の施工業者は県内事業者である必要があります。(補助対象設備本体の購入は県外事業者でも構いません。)支店、営業所等の名称は問いませんが、事務所機能を有していれば差し支えありません。H.E.M.Sは滋賀県内の販売店から購入する必要があります。
2	全般	申請者の住民票上の住所と異なる家屋に補助対象設備を設置する場合、申請はできますか。 (例)同一敷地内に番地の異なる家屋があり、住民票と異なる家屋に補助対象設備を設置する場合など。 (例)別荘やセカンドハウスに補助対象設備を設置する場合。	申請できますが、補助対象設備を設置する家屋が申請者の所有であり、滋賀県内に所在する必要があります。補助対象設備を設置する家屋の、登記事項証明書(建物の全部事項証明書)を併せて提出してください。
3	全般	別世帯の親族の家に補助対象設備を設置しました。申請をすることはできますか。	申請者が所有する家であり、補助対象設備の代金を支払っているのであれば、別荘としての取り扱いとして申請できます。(上記No.2参照)
4	全般	親から建物を譲り受けて工事をしましたが、対象になりますか。	所有権が申請者に移った翌日以降に着工していることが条件になります。場合によっては登記事項証明書(建物の全部事項証明書)を提出して頂き、所有権の移転日を確認します。
5	併用の考え方	重点対策加速化事業と基本対策推進事業の併用の考え方は。	・重点対策加速化事業と基本対策推進事業のどちらかの補助を受けることができますが、同一対象製品については、重点対策加速化事業と基本対策推進事業の併用はできません。 ・したがって、太陽光発電システムについて重点対策加速化事業の補助を受けられる場合において、基本対策推進事業で蓄電池の補助を受けることは、同一対象設備の補助の併用にはあらず、設備要件等が認められる場合は補助を行うことができます。

2. 重点対策加速化事業

No.	分類	問合せ内容	回答
1	高効率給湯器	給湯器の省CO2率の計算方法は？	「よくある質問 高効率給湯器 省CO2率計算例 (PDF)」に移動しましたので、そちらをご参照ください。
2	断熱設備	断熱設備(断熱改修)における屋根の取り扱いについて	屋根に断熱材を施工する場合、屋根のみの断熱改修工事は補助の対象外ですが、居室を中心とした壁・窓等の改修工事とあわせて屋根の断熱改修を行う場合は、補助の対象となります。(屋根は天井に含みます)
3	高効率空調設備	高効率空調設備で、様式12号の省CO2効果が2通り表示される。どちらも30%以上を満たす必要があるのか？	期間消費電力量がわかる場合はその数値のみを入力してもらえば、上段に省CO2効果が表示されます。期間消費電力量がわからない場合は暖房と冷房の消費電力を入力していただければ下段に省CO2効果が表示されますので、どちらかで判断してください。
4	高効率給湯器	○給湯器の省CO2率の計算 ・買い替え前の古い給湯器には熱効率が定められていない。メーカーに聞いても、わからないとのこと。この場合はどうしたらよいか。	「よくある質問 高効率給湯器 省CO2率計算例 (PDF)」に移動しましたので、そちらをご参照ください。
5	高効率給湯器	○給湯器の省CO2率の計算 ・買換え前の給湯器の使用量や熱効率を証する書類は必要か。	「よくある質問 高効率給湯器 省CO2率計算例 (PDF)」に移動しましたので、そちらをご参照ください。
6-1	家庭用蓄電池	家庭用蓄電池の要件の考え方は？(補助金額および価格要件の考え方は？)	事例を以下に記しますのご参考ください。 【事例】 S社製品 蓄電池価格 : 1,430,000円(税抜き) 蓄電池工事費: 100,000円(税抜き) 合計 : 1,530,000円(税抜き) 蓄電池容量 公称容量6.5kwh 定格容量6.3kwh 補助金の算出 ①1,430,000円(本体価格・税抜き)×1/3=476,666円 ②155,000円/kwh×1/3(工事費込み・税抜き)が上限であることから、 155,000円/kwh×6.3kw×1/3=325,500円 ③工事費を除いた価格が交付金額の定義であることから 325,500円×1,430千円/1,530千円=304,335円となるが、上限300,000円が補助金額となる。 要件に該当するか 1,530,000円÷6.3=242,857円(1kwh当たりの価格) ※1kwh当たり155,000円を超えているので、交付要件dを満たしていないので、補助対象外。

6-2	家庭用蓄電池	家庭用蓄電池の本体価格と設置工事費は、提出書類にどのように記載すればよろしいでしょうか。	交付申請書3ページ目の家庭用蓄電池本体価格と設置工事費を分けた記載例（税抜き）。													
			<table border="1"> <tr> <td>対象設備</td> <td>対象設備の種類</td> <td>設置経費</td> </tr> <tr> <td>設置経費</td> <td>①太陽光発電システム</td> <td>1,500,000円</td> </tr> <tr> <td>(補助対象経費)</td> <td>②家庭用蓄電池(本体)</td> <td>1,430,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③家庭用蓄電池(工事費)</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>合計3,030,000円</td> </tr> </table>	対象設備	対象設備の種類	設置経費	設置経費	①太陽光発電システム	1,500,000円	(補助対象経費)	②家庭用蓄電池(本体)	1,430,000円		③家庭用蓄電池(工事費)	100,000円	
対象設備	対象設備の種類	設置経費														
設置経費	①太陽光発電システム	1,500,000円														
(補助対象経費)	②家庭用蓄電池(本体)	1,430,000円														
	③家庭用蓄電池(工事費)	100,000円														
		合計3,030,000円														
			<table border="1"> <tr> <td>交付申請額</td> <td>☑蓄電池 補助対象経費 1,430,000円(本体価格) × 1/3 = 476,000円</td> </tr> <tr> <td>交付請求額</td> <td>定格蓄電容量 (6.3) kWh × 15.5万円 × 1/3 = 325,000円 (上限30万円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※例) 定格蓄電容量が6.3kwhの場合</td> </tr> </table>	交付申請額	☑蓄電池 補助対象経費 1,430,000円(本体価格) × 1/3 = 476,000円	交付請求額	定格蓄電容量 (6.3) kWh × 15.5万円 × 1/3 = 325,000円 (上限30万円)		※例) 定格蓄電容量が6.3kwhの場合							
交付申請額	☑蓄電池 補助対象経費 1,430,000円(本体価格) × 1/3 = 476,000円															
交付請求額	定格蓄電容量 (6.3) kWh × 15.5万円 × 1/3 = 325,000円 (上限30万円)															
	※例) 定格蓄電容量が6.3kwhの場合															
7	高効率空調設備	滋賀県が実施される「しが省エネ家電買替応援キャンペーン」のエアコンポイント申請との併用はできますか。	両方とも、国庫を財源としていますので、併用できません。													

3. 基本対策推進事業

No.	分類	問合せ内容	回答
1	高効率給湯器	交換前給湯器の証明が必要ですが、銘板の字が小さい、劣化で消えている等、読み取れない場合はどうしたらよいですか。	交換前給湯器が高効率給湯器ではないことの確認のため資料を添付して頂いています。取扱説明書、廃棄時の書類、購入時の書類等で証明となるものを添付してください。
2	高効率給湯器	上記No.1の確認のための資料を添付することができない場合は、どうしたらよいですか。	原則は上記No.1の確認書類を提出いただけますが、いずれの確認書類の提出が困難な場合に限り、別に定める「交換前給湯器証明書」を工事施工者に発行を依頼してください。
3	高効率給湯器	既存の給湯器に後付けのエネファームを設置する場合、対象になりますか。	バックアップ熱源機は既存の給湯器のままで、燃料電池発電ユニットのみエネファームになるのであれば対象となります。

4. 2023年5月30日 説明会

No.	分類	問合せ内容	回答
1	施工業者	基本対策推進事業の申請書類の中の領収書ですが、領収書に記載される販売店名と住所は本社ではなく、滋賀の支店の住所でないといけませんか？	対象設備の施工業者は県内事業者であることが必要ですが、対象設備の購入は県外事業者でも構いません
2	既存住宅とは	太陽光については、新築住宅完成後に搭載するという場合、補助金対象になるということでしょうか。建設工事期間と対象設備工事期間が重なっていないものとなっているので・・・	新築住宅工事が完了後に、太陽光発電システムを設置する工事を実施される場合は、対象となります。
3	支払完了後60日の扱い	60日以内の申請ということですが例えば4月前半に完工、支払い済みの工事であればできるだけ早めという解釈でよろしいでしょうか。	4月あるいは5月に工事が完了されている場合は、申請受け付け開始後60日以内を原則として申請を行ってください。
4	ローン契約について	対象設備の支払後に申請との事ですが、ローンで契約されている場合の支払い完了の定義はどうなりますか？	補助対象者が割賦販売(所有権留付ローン)で購入し、ローン会社等による立て替え払いも含めて代金の支払いが完了していること、あるいは補助対象者が割賦販売(所有権留付ローン)で購入し、販売業者と今後全額支払いすることの契約が完了していることが定義となります。
5	各補助金との併用について	重点対策加速化事業=国庫、基本対策推進事業=県費、という認識でよいのか？県の補助事業であれば、国のこどもエコすまいる補助金や窓リノベ事業補助金や給湯省エネと重複申請できる、という認識で良いですか？	基本対策推進事業については、他の国庫を財源とする補助金とも併用が可能です。
6	各補助金との併用について	国の窓リノベ事業で窓を、県の重点対策加速化事業で壁の断熱工事のみをそれぞれ申請することは可能ですか？	導入する設備に対し二重補助とならない、重点対策加速化事業に係る導入部分が改修率要件を満たすようであれば、併用いただくことは可能です。
7	各補助金との併用について	国庫を財源とするものとの併用はできないとは、市単独補助(市費100%)であれば併用可能という認識でよいでしょうか？	そのとおりです。
8	太陽光発電	FITが終了した既存の太陽光パネルにさらにパネルの増設をし蓄電池を設置する場合、もしくは既存パネルを撤去し改めてパネルを新設して、蓄電池を設置する場合は、今回の重点対策加速化事業の補助金の申請ができますか？	増設される設備容量が2kW以上の場合、重点対策加速化事業の補助の対象です。なお、既存のパネルを撤去し改めて新設されることは、同一の対象設備からの更新と解されるため、補助対象外です。

9	太陽熱利用システム	太陽光発電システムを設置せず（既設なし）に、太陽熱温水器を設置する場合は、基本対策推進事業の補助対象には該当しないという認識でよいでしょうか？	停電の際、単独で設備機能を利用できる場合は補助の対象となります。
10	高効率給湯器	給湯器などの30%以上の省CO2効果を出す計算は方法を教えてください。	「よくある質問 高効率給湯器 省CO2率計算例（PDF）」 に移動しましたので、そちらをご参照ください。
11	高効率給湯器	給湯器のどの数値で計算するのですか。	「よくある質問 高効率給湯器 省CO2率計算例（PDF）」 に移動しましたので、そちらをご参照ください。
12	高効率給湯器	高効率給湯器エネファーム以外の30% CO2削減の計算シートとはどこにあるのですか？計算の方法教えてください。	「よくある質問 高効率給湯器 省CO2率計算例（PDF）」 に移動しましたので、そちらをご参照ください。
13	高効率給湯器	政府の給湯省エネ補助金では、既存給湯器の写真撮影の際、撮影日時プレートも同時撮影が条件ですが、今回の滋賀県の2つの補助金では、日付のプレートは不要でしょうか？	型番が分かるように撮影された給湯器の写真を添付してください。 日付のプレートは不要です。
14	家庭用蓄電池	家庭用蓄電池の導入に要件にPVシステムとの接続とありますが、こちらはFIT制度利用の有無は関係ないということではないでしょうか。また家庭用蓄電池にV2Hシステムは含まれないということでしょうか。	家庭用蓄電池に関しては、FIT制度利用の有無は関係ありませんが、重点対策加速化事業を活用するには、同事業においてFIT制度の活用を認めない太陽光発電システムと合わせて設置する必要があります。 また家庭用蓄電池にV2Hシステムは含みません。
15	断熱設備（壁・窓等断熱改修）	断熱設備の外皮部分の確認は写真のみですか？	補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した平面図、姿図、求積図、求積表等をご提出ください。